

平成22年6月30日開会

平成22年6月30日閉会

第1回知多南部広域環境組合議会定例会会議録

知多南部広域環境組合

平成22年第1回知多南部広域環境組合議会定例会会議録目次

6月30日（第1号）

議事日程	1
出席議員の番号・氏名	3
欠席議員の番号・氏名	4
説明のため出席した者の職・氏名	4
事務局職員出席者	4
開会	4
臨時議長選出	4
仮議席の指定	5
議長の選挙について	5
新美保博議長就任あいさつ	6
議員提出議案第1号を上程	6
（提案説明）	6
議員提出議案第1号を採決	7
議席の指定	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
報告について	7
副議長の選挙について	8
伊藤史郎副議長就任あいさつ	8
議員提出議案第2号を上程	9
（提案説明）	9
議員提出議案第2号の採決	9
管理者の選挙について	9
管理者榊原純夫君あいさつ	10
承認第1号を上程	10
（提案説明）	11
承認第2号から承認第18号までを一括上程	11

（提案説明）	13
承認第19号から承認第21号までを一括上程	15
（提案説明）	16
承認第1号を採決	17
承認第2号から承認第18号までを一括採決	17
承認第19号から承認第21号までを一括採決	17
議案第1号を上程	17
（提案説明）	18
議案第2号から議案第9号までを一括上程	19
（提案説明）	19
議案第1号を採決	21
議案第2号を採決	21
議案第3号を採決	21
議案第4号を採決	21
議案第5号を採決	21
議案第6号を採決	21
議案第7号を採決	21
議案第8号を採決	21
議案第9号を採決	21
議案第10号を上程	22
（提案説明）	23
議案第10号を採決	23
議案第11号を上程	24
（提案説明）	24
議案第11号を採決	24
相川成三監査委員就任あいさつ	24
閉会	25
会議録署名議員	26

会議に付された件名

1. 仮議席の指定
2. 議長の選挙について
3. 知多南部広域環境組合議会会議規則の制定について
4. 議席の指定
5. 会議録署名議員の指名
6. 会期の決定
7. 報告について
8. 副議長の選挙について
9. 知多南部広域環境組合管理者の専決事項の指定について
10. 管理者の選挙について
11. 専決処分した事件の承認について
(平成22年度知多南部広域環境組合一般会計暫定予算)
12. 専決処分した事件の承認について
(知多南部広域環境組合公告式条例)
13. 専決処分した事件の承認について
(知多南部広域環境組合議会の定例会の回数を定める条例)
14. 専決処分した事件の承認について
(知多南部広域環境組合監査委員に関する条例)
15. 専決処分した事件の承認について
(知多南部広域環境組合事務局設置条例)
16. 専決処分した事件の承認について
(知多南部広域環境組合情報公開条例)
17. 専決処分した事件の承認について
(知多南部広域環境組合情報公開審査会条例)
18. 専決処分した事件の承認について
(知多南部広域環境組合の休日を定める条例)
19. 専決処分した事件の承認について
(知多南部広域環境組合行政手続条例)

20. 専決処分した事件の承認について
(知多南部広域環境組合職員定数条例)
21. 専決処分した事件の承認について
(知多南部広域環境組合職員の分限の手續及び効果に関する条例)
22. 専決処分した事件の承認について
(知多南部広域環境組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例)
23. 専決処分した事件の承認について
(知多南部広域環境組合職員の服務の宣誓に関する条例)
24. 専決処分した事件の承認について
(知多南部広域環境組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例)
25. 専決処分した事件の承認について
(知多南部広域環境組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例)
26. 専決処分した事件の承認について
(知多南部広域環境組合職員の育児休業等に関する条例)
27. 専決処分した事件の承認について
(知多南部広域環境組合職員等の旅費に関する条例)
28. 専決処分した事件の承認について
(知多南部広域環境組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例)
29. 専決処分した事件の承認について
(知多南部広域環境組合の指定金融機関の指定について)
30. 専決処分した事件の承認について
(知多南部広域環境組合と愛知県との間の公務災害補償等認定委員会及び公務災害補償等審査会の事務の委託に関する規約について)
31. 専決処分した事件の承認について
(知多南部広域環境組合と愛知県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約について)
32. 平成22年度知多南部広域環境組合一般会計予算
33. 知多南部広域環境組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について
34. 知多南部広域環境組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の制定について

35. 知多南部広域環境組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の制定について
36. 知多南部広域環境組合証人等の実費弁償に関する条例の制定について
37. 知多南部広域環境組合財政状況の公表に関する条例の制定について
38. 知多南部広域環境組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について
39. 知多南部広域環境組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の制定について
40. 知多南部広域環境組合財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の制定について
41. 知多南部広域環境組合監査委員の選任について
42. 知多南部広域環境組合監査委員の選任について

平成22年6月30日（水曜日）

第1回知多南部広域環境組合議会定例会会議録
（第1号）

平成22年6月30日 午後1時30分開会

1. 議事日程（第1号）

- 日程第1 仮議席の指定
- 日程第2 議長の選挙について
- 日程第3 議員提出議案第1号 知多南部広域環境組合議会会議規則の制定について
- 日程第4 議席の指定
- 日程第5 会議録署名議員の指名
- 日程第6 会期の決定
- 日程第7 報告について
- 日程第8 副議長の選挙について
- 日程第9 議員提出議案第2号 知多南部広域環境組合管理者の専決事項の指定について
- 日程第10 管理者の選挙について
- 日程第11 承認第1号 専決処分した事件の承認について
(平成22年度知多南部広域環境組合一般会計暫定予算)
- 日程第12 承認第2号 専決処分した事件の承認について
(知多南部広域環境組合公告式条例)
- 日程第13 承認第3号 専決処分した事件の承認について
(知多南部広域環境組合議会の定例会の回数を定める条例)
- 日程第14 承認第4号 専決処分した事件の承認について
(知多南部広域環境組合監査委員に関する条例)
- 日程第15 承認第5号 専決処分した事件の承認について
(知多南部広域環境組合事務局設置条例)
- 日程第16 承認第6号 専決処分した事件の承認について
(知多南部広域環境組合情報公開条例)
- 日程第17 承認第7号 専決処分した事件の承認について
(知多南部広域環境組合情報公開審査会条例)
- 日程第18 承認第8号 専決処分した事件の承認について
(知多南部広域環境組合の休日を定める条例)

- 日程第19 承認第9号 専決処分した事件の承認について
(知多南部広域環境組合行政手続条例)
- 日程第20 承認第10号 専決処分した事件の承認について
(知多南部広域環境組合職員定数条例)
- 日程第21 承認第11号 専決処分した事件の承認について
(知多南部広域環境組合職員の分限の手続及び効果に関する条例)
- 日程第22 承認第12号 専決処分した事件の承認について
(知多南部広域環境組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例)
- 日程第23 承認第13号 専決処分した事件の承認について
(知多南部広域環境組合職員のサービスの宣誓に関する条例)
- 日程第24 承認第14号 専決処分した事件の承認について
(知多南部広域環境組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例)
- 日程第25 承認第15号 専決処分した事件の承認について
(知多南部広域環境組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例)
- 日程第26 承認第16号 専決処分した事件の承認について
(知多南部広域環境組合職員の育児休業等に関する条例)
- 日程第27 承認第17号 専決処分した事件の承認について
(知多南部広域環境組合職員等の旅費に関する条例)
- 日程第28 承認第18号 専決処分した事件の承認について
(知多南部広域環境組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例)
- 日程第29 承認第19号 専決処分した事件の承認について
(知多南部広域環境組合の指定金融機関の指定について)
- 日程第30 承認第20号 専決処分した事件の承認について
(知多南部広域環境組合と愛知県との間の公務災害補償等認定委員会及び公務災害補償等審査会の事務の委託に関する規約について)

- 日程第31 承認第21号 専決処分した事件の承認について
(知多南部広域環境組合と愛知県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約について)
- 日程第32 議案第1号 平成22年度知多南部広域環境組合一般会計予算
- 日程第33 議案第2号 知多南部広域環境組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について
- 日程第34 議案第3号 知多南部広域環境組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第35 議案第4号 知多南部広域環境組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第36 議案第5号 知多南部広域環境組合証人等の実費弁償に関する条例の制定について
- 日程第37 議案第6号 知多南部広域環境組合財政状況の公表に関する条例の制定について
- 日程第38 議案第7号 知多南部広域環境組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について
- 日程第39 議案第8号 知多南部広域環境組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の制定について
- 日程第40 議案第9号 知多南部広域環境組合財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の制定について
- 日程第41 議案第10号 知多南部広域環境組合監査委員の選任について
- 日程第42 議案第11号 知多南部広域環境組合監査委員の選任について

2. 出席議員は次のとおりである(14名)

- | | | | |
|----|---------|-----|-----------|
| 1番 | 新 美 保 博 | 2番 | 石 川 英 之 |
| 3番 | 小 出 義 一 | 4番 | 山 田 清 一 |
| 5番 | 伊 藤 史 郎 | 6番 | 藤 井 友 二 |
| 7番 | 稲 葉 民 治 | 8番 | 相 川 成 三 |
| 9番 | 松 本 保 | 11番 | 谷 川 梅 太 郎 |

12番 磯 部 輝 次 13番 杉 浦 剛
14番 小 山 茂 三 15番 佐 伯 隆 彦

3. 欠席議員は次のとおりである（2名）

10番 榎 本 芳 三 16番 大 岩 保

4. 地方自治法第121条により説明のため出席したものの職氏名（25名）

管理者 榊 原 純 夫	副管理者 片 岡 憲 彦
副管理者 沢 田 壽 一	副管理者 山 下 治 夫
副管理者 榎 山 芳 輝	副管理者 藤 本 哲 史
会計管理者 榊 原 直 和	事務局長 山 本 正 則
専門員 永 草 伸 一 朗	事務局職員 小 坂 和 正
事務局職員 藪 井 幹 久	事務局職員 前 田 克 康
半田市市民経済部長 榊原春男	半田市環境監 森 昭 二
半田市クリーンセンター所長 水口芳久	常滑市環境経済部長 新美峰和
常滑市生活環境課長 盛田和正	南知多町厚生部長 石垣菊蔵
南知多町環境課長 鈴木喜雅	南知多町環境課主幹 宮地廣二
美浜町経済環境部長 榊原 茂	美浜町環境保全課長 齋藤 博
武豊町厚生部長 小坂延夫	武豊町環境課長 永 田 尚
武豊町環境課課長補佐 中野邦男	

5. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名（2名）

書記長 谷 川 治 書記 田 中 達 也

午後1時30分 開会

事務局長（山本正則君）

皆さん、こんにちは、事務局長の山本でございます。会場が少し狭くご不自由をおかけいたしておりますけれども最後までよろしくお願いをいたします。

本日は、組合設立後初めての議会ですので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行っていただくことになっております。出席議員中、相川成三議員が年長の議員でございますので、ご紹介申し上げます。

それでは、相川成三議員、議長席の方へ、ご着席をお願いいたします。

〔臨時議長 相川成三議員 議長席に着席〕

臨時議長（相川成三議員）

みなさん、こんにちは。ただいま、ご紹介いただきました相川成三です。地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしく願いいたします。以後、着席してやらせていただきます。

ただいま、出席議員14名です。地方自治法第113条の規定に定められています定足数に達していますので、ただいまから、平成22年第1回知多南部広域環境組合議会定例会を開会いたします。ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

日程1 仮議席の指定

臨時議長（相川成三議員）

日程1、仮議席の指定について、仮議席は、ただ今ご着席の議席と指定します。

日程2 議長の選挙について

臨時議長（相川成三議員）

日程2、議長の選挙についてを行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦によりたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推薦によることに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法については、臨時議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、臨時議長が指名することに決定しました。議長に新美保博議員を指名いたします。

お諮りします。ただ今、臨時議長が指名しました、新美保博議員を議長の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました新美保博議員が議長に当選され

ました。ただいま議長に当選されました新美保博議員が議場におられますので、本席から当選の告知をいたします。それでは、新美保博議長から就任のご挨拶をお願いいたします。

新議長（新美保博議員）

みなさん、こんにちは。ただいま皆さまにご推挙いただきました、半田市議会の新美保博でございます。

微力ではございますけれども、地方自治法の本旨でありますごみ処理について、2市3町で一生懸命新しい組合ではございますけれども、色んな議論をする中でいい方向をみなさんと一緒に見つけて行きたいと思っております。どうぞご支援、それからご協力をよろしくお願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

〔拍手〕

臨時議長（相川成三議員）

これにて、臨時議長の職務は終わりましたので、退席させていただきます。ご協力ありがとうございました。新議長、議長席のほうへお願いいたします。

〔臨時議長 相川成三議員自席に戻る〕

〔議長 新美保博議員 議長席に着席〕

日程3 議員提出議案第1号 知多南部広域環境組合議会会議規則について

議長（新美保博議員）

日程第3、議員提出議案第1号を議題とします。

提出者の伊藤史郎議員に提案説明を求めます。

5番（伊藤史郎議員）

それでは議員提出議案第1号の提案理由を申し上げます。1ページをご覧ください。

地方自治法第120条の規定に基づき、本議会における会議の運営に関する手続及び議会内部の規律等、基本的な事項を定める知多南部広域環境組合議会会議規則の制定について提案をするものでございます。以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（新美保博議員）

説明は終わりました。ただいまから、質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

議員提出議案第1号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号は、原案のとおり可決しました。

日程第4 議席の指定

議長（新美保博議員）

日程第4、議席の指定についてを行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長が指定します。議席は、ただ今ご着席のとおり指定します。

日程第5 会議録署名議員の指名

議長（新美保博議員）

日程第5、会議録署名議員の指名についてを行います。

会議録署名議員は、会議規則第75条の規定により藤井友二議員、磯部輝次議員を指名します。

日程第6 会期の決定

議長（新美保博議員）

日程第6、会期の決定について議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日1日としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決定しました。

日程第7 報告について

議長（新美保博議員）

日程第7、報告についてを行います。

議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、管理者始め、関係職員の出席を

求めましたので、ご報告します。

日程第8 副議長の選挙について

議長（新美保博議員）

日程第8、副議長の選挙についてを行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

副議長に伊藤史郎議員を指名します。

お諮りします。ただ今、議長が指名しました、伊藤史郎議員を副議長の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、ただいま、指名しました伊藤史郎議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました伊藤史郎議員が議場におられますので、本席から当選の告知をいたします。

それでは、伊藤史郎副議長から就任のご挨拶をお願いします。

副議長（伊藤史郎君）

どうもこんにちは。皆様方のご推挙をいただきまして、副議長の要職につきました伊藤でございます。

新美議長の補佐役として、議会が円滑に運営されますよう努めてまいりたいというふうに思っております。

今後とも、皆様方のご指導、ご協力をお願い申し上げまして、就任のご挨拶とさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

（拍手）

日程第9 議員提出議案第2号 知多南部広域環境組合管理者の専決事項の指定について

議長（新美保博議員）

日程第9、議員提出議案第2号を議題とします。

提出者の伊藤史郎議員に提案説明を求めます。

5番（伊藤史郎議員）

それでは議員提出議案第2号の提案理由を申し上げます。

17ページをご覧ください。地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の権限の属する事項のうちで軽易な事項について、管理者において専決処分することができる事項を指定するものでございます。説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（新美保博議員）

説明は終わりました。ただいまから、質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

議員提出議案第2号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第2号は、原案のとおり可決しました。

日程第10 管理者の選挙について

議長（新美保博議員）

日程第10、管理者の選挙についてを行います。知多南部広域環境組合管理者にあつては、組合規約第10条に規定により、組合議会において組合市町の長のうちから選挙することとなっております。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦によりたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推薦によることに決定しました。
お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これ
にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。
管理者に榊原純夫君を指名します。
お諮りします。ただいま、議長が指名しました、榊原純夫君を管理者の当選人と定める
ことに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、ただいま、指名した榊原純夫君が管理者に当選されま
した。

ただいま管理者に当選されました榊原純夫君が議場におられますので、本席から当選の
告知をいたします。

それでは、榊原純夫管理者から就任のご挨拶をお願いします。

管理者（榊原純夫君）

改めましてみなさんこんにちは。ただいま管理者にご選任をいただきました半田市長の
榊原純夫でございます。議長のお許しをいただきましたので、一言ご挨拶をさせていただきます。
知多南部広域環境組合は本年の4月1日に発足し、新しいごみ処理施設の建設に
向けて一步を踏み出したところでございます。

環境へ配慮、安全、安心な施設建設、広域化による公共事業のコスト削減など、真の住
民サービスを達成して行く目的を持って事業を進めて行くことが求められております。

管理者といたしまして、また、構成市町の首長といたしまして、議会の皆様方のご理解
とご協力を賜りながら責務を遂行して行く所存でございますので、ご協力を心からお願い
申し上げます。どうぞよろしくお願いたします。

（拍手）

日程第11 承認第1号 専決処分した事件の承認について

（平成22年度知多南部広域環境組合一般会計暫定予算の
承認について）

議長（新美保博議員）

日程第11、承認第1号を議題とします。当局の説明を求めます。

事務局長（山本正則君）

ただいま上程されました承認第1号、平成22年度知多南部広域環境組合一般会計暫定予算の承認につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

2ページをお開き願います。

平成22年度暫定予算につきましては、第1条第1項のとおり、歳入歳出の総額は、それぞれ400万円となります。

12ページ及び13ページをご覧ください。

歳出の主な理由といたしましては、平成22年4月から6月までの3か月間、組合の運営上必要となる、専門員、臨時職員の賃金、需用費、備品購入費など経常的経費の必要額を措置したものでございます。

ご面倒ですが戻っていただきまして、10ページ及び11ページをご覧ください。

歳入の主な内容といたしましては、分担金として組合規約に基づく市町からの組合市町分担金400万円を計上いたしております。説明は以上でございます。

議長（新美保博議員）

説明は終わりました。ただ今から、質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第12 承認第2号 専決処分した事件の承認について
(知多南部広域環境組合公告式条例)

日程第13 承認第3号 専決処分した事件の承認について
(知多南部広域環境組合議会の定例会の回数を定める条例)

日程第14 承認第4号 専決処分した事件の承認について
(知多南部広域環境組合監査委員に関する条例)

日程第15 承認第5号 専決処分した事件の承認について
(知多南部広域環境組合事務局設置条例)

日程第16 承認第6号 専決処分した事件の承認について

- (知多南部広域環境組合情報公開条例)
- 日程第17 承認第7号 専決処分した事件の承認について
(知多南部広域環境組合情報公開審査会条例)
- 日程第18 承認第8号 専決処分した事件の承認について
(知多南部広域環境組合の休日を定める条例)
- 日程第19 承認第9号 専決処分した事件の承認について
(知多南部広域環境組合行政手続条例)
- 日程第20 承認第10号 専決処分した事件の承認について
(知多南部広域環境組合職員定数条例)
- 日程第21 承認第11号 専決処分した事件の承認について
(知多南部広域環境組合職員の分限の手続及び効果に関する条例)
- 日程第22 承認第12号 専決処分した事件の承認について
(知多南部広域環境組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例)
- 日程第23 承認第13号 専決処分した事件の承認について
(知多南部広域環境組合職員のサービスの宣誓に関する条例)
- 日程第24 承認第14号 専決処分した事件の承認について
(知多南部広域環境組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例)
- 日程第25 承認第15号 専決処分した事件の承認について
(知多南部広域環境組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例)
- 日程第26 承認第16号 専決処分した事件の承認について
(知多南部広域環境組合職員の育児休業等に関する条例)
- 日程第27 承認第17号 専決処分した事件の承認について
(知多南部広域環境組合職員等の旅費に関する条例)
- 日程第28 承認第18号 専決処分した事件の承認について
(知多南部広域環境組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例)

議長（新美保博議員）

日程第12、承認第2号から日程第28、承認第18号までを一括議題とします。当局の補足説明を求めます。

事務局長（山本正則君）

承認第2号、知多南部広域環境組合公告式条例から承認第18号、知多南部広域環境組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例まで、17条例の専決処分した事件の承認につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件は、去る4月1日の組合設立以降、当面必要不可欠なものでありまして、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかなことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして、管理者において専決処分をさせていただいた条例でございます。

承認を求める専決処分の内容といたしましては、知多南部広域環境組合公告式条例始め17件でありますので、順次、ご説明させていただきます。

恐れ入りますが議案書とともに、別添の資料、議案書並びに趣旨説明書を参考にご覧いただきたいと存じます。

まず、承認第2号、知多南部広域環境組合公告式条例でございますが、地方自治法第16条第4項の規定に基づきまして、条例等に公布に関し、必要な事項を定めるものでございます。

次に、承認第3号、知多南部広域環境組合議会の定例会の回数を定める条例でございますが、地方自治法第102条第2項の規定に基づきまして、知多南部広域環境組合議会の定例会の回数を、毎年2回と定めるものでございます。

また、別途、規則におきまして、定例会の招集時期を毎年2月と8月に定めております。

今回の議会につきましては、8月を繰り上げて開催をさせていただいております。

次に、承認第4号、知多南部広域環境組合監査委員に関する条例でございますが、地方自治法第202条の規定に基づきまして、監査委員に関し必要な事項を定めるものでございます。

次に、承認第5号、知多南部広域環境組合事務局設置条例でございますが、地方自治法第158条第1項の規定に基づきまして、組合に事務局を置くものでございます。

次に、承認第6号、知多南部広域環境組合情報公開条例でございますが、組合の保有する行政文書の公開を請求する住民の権利を明らかにし、行政文書の公開に関し、必要な事

項を定めるものでございます。

次に、承認第7号、知多南部広域環境組合情報公開審査会条例でございますが、知多南部広域環境組合情報公開条例の諮問に応じ、不服申立てについて調査審議を行うための審査会に関し、必要な事項を定めるものでございます。

次に、承認第8号、知多南部広域環境組合の休日を定める条例でございますが、組合の休日につきまして必要な事項を定めるものでございまして、各市町と同様に、日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、それから12月29日から1月3日までの日を休日として定めるものでございます。

次に、承認第9号、知多南部広域環境組合行政手続条例でございますが、行政手続法第46条の規定に基づきまして、処分、行政指導及び届出に関する手続きに関し、必要事項を定めるものでございます。

次に、承認第10号、知多南部広域環境組合職員定数条例でございますが、組合の職員の定数に関しまして、必要な事項を定めるものでございまして、事務局職員定数を9人と定めるものでございます。

ただし、こちらは職務を兼務する職員の人数を含んでおりますので、実人数といたしましては、6人でございます。

次に、承認第11号、知多南部広域環境組合職員の分限の手続及び効果に関する条例でございますが、地方公務員法第28条第3項の規定に基づき、職員の分限に関し必要な事項を定めるものでございます。

次に、承認第12号、知多南部広域環境組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例でございますが、地方公務員法第29条第4項の規定に基づきまして、職員の懲戒の手続及び効果に関し、必要な事項を定めるものでございます。

次に、承認第13号、知多南部広域環境組合職員のサービスの宣誓に関する条例でございますが、地方公務員法第31条の職員は条例の定めるところによりサービスの宣誓をしなければならないとの規定に基づきまして、職員のサービスの宣誓に関し、必要な事項を定めるものでございます。

次に、承認第14号、知多南部広域環境組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例でございますが、地方公務員法第35条の規定に基づきまして、職員の職務に専念する義務の特例について、必要な事項を定めるものでございまして、職務の専念義務の免除について定めるものでございます。

次に、承認第15号、知多南部広域環境組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例でございますが、地方公務員法第24条第6項の規定に基づきまして、職員の勤務時間及び休暇等について必要な事項を定めるものでございまして、職員の勤務時間につきましては、休憩時間を除き、1週間について38時間45分と定めるものでございます。

次に、承認第16号、知多南部広域環境組合職員の育児休業等に関する条例でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づきまして、職員の育児休業等に関し、必要な事項を定めるものでございます。

この条例は、第2条におきまして、半田市の職員の例によると規定をし、半田市条例を準用しているものでございます。

次に、承認第17号、知多南部広域環境組合職員等の旅費に関する条例でございますが、公務のために旅行する職員その他の者に支給をする旅費について必要な事項を定めるものでございます。

次に、承認第18号、知多南部広域環境組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例でございますが、地方公務員災害補償法第69条第1項の規定に基づきまして、組合議会議員その他非常勤の職員に対する公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する必要な事項を定めるものでございます。以上で提案説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（新美保博議員）

提案説明は終わりました。

ただ今から、質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第29 承認第19号 専決処分した事件の承認について

（知多南部広域環境組合の指定金融機関の指定について）

日程第30 承認第20号 専決処分した事件の承認について

（知多南部広域環境組合と愛知県との間の公務災害補償等認定会及び公務災害補償等審査会の事務の委託に関する規約について）

日程第31 承認第21号 専決処分した事件の承認について

(知多南部広域環境組合と愛知県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約について)

議長（新美保博議員）

日程第29、承認第19号から日程第31、承認第21号までを一括議題とします。
当局の補足説明を求めます。

事務局長（山本正則君）

承認第19号から承認第21号まで、専決処分した事件の承認につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、承認第19号、知多南部広域環境組合の指定金融機関の指定について提案理由のご説明を申し上げます。

地方自治法施行令第168条第2項の規定によりまして、知多南部広域環境組合の公金の収納及び支払いの事務を取り扱わせる金融機関、いわゆる指定金融機関として株式会社三菱東京UFJ銀行を指定したものでございます。

株式会社三菱東京UFJ銀行につきましては、地方自治法施行令に基づく指定金融機関の要件を満たすほか、経営内容が健全であること、県内の自治体における指定金融機関としての実績や手数料等を考慮し、選定をしたものであります。

次に、承認第20号、知多南部広域環境組合と愛知県との間の公務災害補償等認定委員会及び公務災害補償等審査会の事務の委託に関する規約についての提案理由のご説明を申し上げます。

地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、規約を定めて公務災害補償等認定委員会及び公務災害補償等審査会の事務を愛知県に委託するものでございます。

内容といたしましては、組合が、公務災害補償等認定委員会及び公務災害補償等審査会の事務を愛知県に委託することのほか、委託事務を処理する場合の経費の負担については、組合が負担することとなっております。

次に、承認第21号、知多南部広域環境組合と愛知県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約についてのご説明を申し上げます。

本議案は、地方公務員法第7条第4項の規定に基づきまして、規約を定めて公平委員会の事務を愛知県に委託することにつきまして、ご議決をお願いするものでございます。

内容といたしましては、組合が公平委員会の事務を愛知県に委託することのほか、委託事務を処理する場合の経費の負担については、組合が負担する内容となっております。

以上で提案説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（新美保博議員）

説明は終わりました。

ただ今から、質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。承認第1号から承認第21号までの21議案について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより日程の順序に従って採決します。承認第1号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、承認第1号は、原案のとおり承認することに決定しました。

次に、承認第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号、第14号、第15号、第16号、第17号、第18号、以上の17議案を一括採決します。

各議案については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、承認第2号から承認第18号までの17議案は、原案のとおり承認することに決定しました。

議長（新美保博議員）

次に、承認第19号、第20号、第21号、以上の3議案を一括採決します。

各議案については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、承認第19号から承認第21号までの3議案は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第32 議案第1号 平成22年度知多南部広域環境組合一般会計予算

議長（新美保博議員）

日程第32、議案第1号を議題とします。

当局の提案説明を求めます。

事務局長（山本正則君）

議案第1号、平成22年度知多南部広域環境組合一般会計予算についてご説明を申し上げます。103ページをお開き願います。

平成22年度予算につきましては、第1条第1項のとおり、歳入歳出の総額は、それぞれ1億376万4千円となります。

第2条におきまして、債務負担行為について規定を定めるものでございます。

初めに、歳出からご説明申し上げます。114ページ及び115ページをご覧いただきたいと思えます。

まず、1款1項1目、議会費でございますが、議員の報酬、視察用バス借り上げ料などとして74万9千円を計上いたしております。

116ページ及び117ページをお願いいたします。

次に、2款1項1目、清掃総務費でございますが、組合運営上必要となる、派遣職員人件費等経常的経費として、6千625万4千円を計上しております。

次に、2款1項2目、ごみ処理施設建設費でございますが、ごみ処理施設建設に伴う、ごみ焼却施設整備計画等策定業務、環境影響評価調査業務、地質調査・測量調査業務の各委託業務に関わる委託料3千359万4千円、その他を含めまして、3千476万1千円を計上いたしております。

予備費につきましては、当初予算で見込むことができなかった経費の支出に充用するための経費といたしまして2,000千円を計上しております。

次に、歳入の主な内容についてご説明を申し上げます。112ページ及び113ページをご覧いただきたいと思えます。

まず、分担金でございますが、組合市町負担金といたしまして組合規約に基づく分担率によりまして、組合構成市町からの分担金9千443万6千円を計上いたしております。

次に、国庫補助金でございますが、ごみ処理施設整備に基づき、循環型社会形成推進交付金といたしまして932万8千円を計上しております。以上で説明を終わります。

議長（新美保博議員）

提案説明は終わりました。ただいまから、質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

日程第33 議案第2号 知多南部広域環境組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について

日程第34 議案第3号 知多南部広域環境組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の制定について

日程第35 議案第4号 知多南部広域環境組合特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の制定について

日程第36 議案第5号 知多南部広域環境組合証人等の実費弁償に関する条例の制定について

日程第37 議案第6号 知多南部広域環境組合財政状況の公表に関する条例の制定について

日程第38 議案第7号 知多南部広域環境組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について

日程第39 議案第8号 知多南部広域環境組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の制定について

日程第40 議案第9号 知多南部広域環境組合財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の制定について

議長（新美保博議員）

日程第33、議案第2号から日程第40、議案第9号までの8議案を一括議題とします。

日程の順序に従って、当局の提案説明を求めます。

事務局長（山本正則君）

議案第2号、知多南部広域環境組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。

この条例は、地方公務員法第58条の2の規定に基づきまして、組合における人事行政の運営等の状況の公表につきまして、必要事項を定めるものでございます。説明は以上でございます。

議案第3号、知多南部広域環境組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。

この条例につきましては、地方自治法第203条の規定に基づきまして、議会の議員の報酬、費用弁償の額並びにその支給方法について定めるものでございます。

報酬額につきましては、議員報酬年額39,000円と定めるものでございます。説明は以上でございます。

議案第4号、知多南部広域環境組合特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。

この条例は、地方自治法第203条の2の規定に基づきまして、管理者、副管理者、監査委員及び情報公開審査会の委員の報酬及び費用弁償の額について、必要な事項を定めるものでございます。

報酬額につきましては、125・126ページ、別表第1のとおり定めるものでございます。説明は以上でございます。

議案第5号、知多南部広域環境組合証人等の実費弁償に関する条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。

この条例は、地方自治法第207条の規定に基づきまして、組合の機関の要求に応じ出頭し、又は参加した者に支給をする実費弁償について、必要な事項を定めるものでございます。説明は以上でございます。

議案第6号、知多南部広域環境組合財政状況の公表に関する条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。

この条例は、地方自治法第243条の3第1項の規定に基づきまして、組合の財政に関する事項の公表に関しまして、公表の期日は毎年6月及び12月と定めるものでございます。説明は以上でございます。

議案第7号、知多南部広域環境組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。

この条例は、長期継続契約を締結することができる契約に関し、長期継続契約の範囲等の必要な事項を定めるものでございます。以上で説明を終わります。

議案第8号、知多南部広域環境組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。

この条例は、地方自治法第96条第1項の規定に基づきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関し、必要な事項を定めるものでございます。説明は以上でございます。

議案第9号、知多南部広域環境組合財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。

この条例は、地方自治法第237条第2項の規定に基づきまして、組合の普通財産の交換、譲与、無償貸付等、必要な事項を定めるものでございます。説明は以上でございます。

議長（新美保博議員）

提案説明は終わりました。ただいまから、質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

議案第1号から議案第9号までの9議案について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより日程の順序に従って採決します。

議案第1号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

ありがとうございました。賛成議員全員です。よって、議案第1号は、原案のとおり可決しました。

次に、議案第2号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

ありがとうございました。賛成議員全員です。よって、議案第2号は、原案のとおり可決しました。

次に、議案第3号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

ありがとうございました。賛成議員全員です。よって、議案第3号は、原案のとおり可決しました。

次に、議案第4号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

ありがとうございました。賛成議員全員です。よって、議案第4号は、原案のとおり可決しました。

次に、議案第5号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

ありがとうございました。賛成議員全員です。よって、議案第5号は、原案のとおり可決しました。

次に、議案第6号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

ありがとうございました。賛成議員全員です。よって、議案第6号は、原案のとおり可決しました。

次に、議案第7号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

ありがとうございました。賛成議員全員です。よって、議案第7号は、原案のとおり可決しました。

次に、議案第8号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

ありがとうございました。賛成議員全員です。よって、議案第8号は、原案のとおり可決しました。

次に、議案第9号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

ありがとうございました。賛成議員全員です。よって、議案第9号は、原案のとおり可決しました。

日程第41 議案第10号 知多南部広域環境組合監査委員の選任について

議長（新美保博議員）

日程第41、議案第10号を議題とします。当局の提案説明を求めます。

管理者（榊原純夫君）

ただいま上程されました議案第10号、知多南部広域環境組合監査委員の選任について提案理由をご説明申し上げます。

議案書の139ページをお願いいたします。

組合の監査委員につきましては、組合同規約第12条第1項におきまして2人と定められており、同条第2項におきまして、いわゆる識見を有する者及び組合議会議員のうちからそれぞれ1人を選任することとされております。

この規定に基づきまして、識見を有する者といたしまして、次の者を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定に基づきまして、議会の御同意をお願い申し上げます。

住所は、半田市清城町二丁目5番地の15、氏名は、深谷昭秀氏、生年月日は、昭和14年12月6日、同氏は、現在、半田市の監査委員を務めておられ、人格高潔にして、すぐれた識見を有する方であります。

なお、履歴につきましては、お手元の資料のとおりでございますので、何とぞよろしくお願いを申し上げます。説明は、以上でございます。

議長（新美保博議員）

提案説明は終わりました。

ただいまから、質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これより討論に入ります。議案第10号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第10号を採決します。本案は、原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、議案10号は、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第42 議案第11号 知多南部広域環境組合監査委員の選任について

〔相川成三議員議場外へ退席〕

議長（新美保博議員）

日程第42、議案第11号を議題とします。当局の提案説明を求めます。

管理者（榊原純夫君）

ただいま上程をされました議案第11号、知多南部広域環境組合監査委員の選任について提案理由をご説明申し上げます。

議案書141・142ページをお願いいたします。

さきほどの議案第10号と同様、組合の監査委員につきまして、組合議会議員のうちから選任する者として、次の議員を監査委員に選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定に基づきまして、議会の御同意をお願い申し上げます。

住所は、南知多町大字豊浜字新居165番地、氏名は、相川成三氏、生年月日は、昭和9年9月1日、以上でございます。何とぞ、よろしくお願いを申し上げます。

議長（新美保博議員）

提案説明は終わりました。ただいまから、質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これより討論に入ります。議案第11号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第11号を採決します。本案は、原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、議案第11号は、原案のとおり同意することに決定しました。

〔相川成三議員議場内へ〕

ただ今、選任することに同意しました相川成三監査委員から、ご挨拶をお願いいたします。

監査委員（相川成三議員）

ただいま、議員の皆様のご推挙、ご賛同を賜り、監査委員に選任をいただきました相川成三でございます。就任にあたって一言ご挨拶を申し上げます。

地方自治法における監査の必要性がますます重要となってきた現在、公正かつ誠実に、また透明性をもって監査委員の職務を全うしていく所存でございます。

皆様方のご指導、ご協力をお願いいたします。以上です。

(拍手)

議長（新美保博議員）

以上で、今期定例会に付議された事件の議事は全て終了しました。

これにて、平成22年第1回知多南部広域環境組合議会定例会を閉会いたします。

午後2時25分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成22年6月30日

臨時議長 相 川 成 三

知多南部広域環境組合議会議長 新 美 保 博

会議録署名議員 藤 井 友 二

会議録署名議員 磯 部 輝 次